

減損会計の実務と理論

その他のタイトル	Accounting for Impairment of Assets: Theory		
	and Practice		
著者	須田 一幸		
雑誌名	關西大學商學論集		
巻	43		
号	4		
ページ	745-780		
発行年	1998-10-25		
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019132		

減損会計の実務と理論

須 田 一 幸

1 減損の会計基準

『日経金融新聞』(1998年5月29日付)の第1面に,「固定資産 価値目減りなら 回収不能額を評価損に」という見出しで,公表直後の国際会計基準第36号 (IASC [1998])の内容が報道された。経営環境の変化などで,期末時点に保有する固定資産の価値が大幅に目減りし,一定のルールで算出した「回収可能額」が簿価を下回る場合は,評価損の計上が求められる。「資産の減損 (impairment of assets)の会計」である。

減損の会計は、アメリカですでに実施されており(FASB[1995])、イギリスでも1997年6月に公開草案「固定資産とのれんの減損」(ASB[1997])が示され、1998年の第2四半期に基準の設定が予定されている¹⁾。カナダでは、CICAハンドブックの「固定資産」の部で、簡単な形ではあるが、減損の会計が扱われている(CICA[1997])。オーストラリアは、1996年に設定した会計基準(AASB[1996])を、国際会計基準第36号に依拠して改正する作業を進めている。ニュージーランドも、国際会計基準第36号に沿い会

¹⁾ 本稿の脱稿後,1998年7月に設定された財務報告基準書 (Financial Reporting Standard) 第11号「固定資産およびのれんの減損」を入手した。ASB [1997] からの大きな変更はないが、①減損の対象となる資産の範囲が若干変わった、②使用価値の推定について、税引後アプローチから税引前アプローチに変更された、ということに注意されたい。

計実務基準書第28号「固定資産会計」を現在、改訂中であるという?)。

これに対して「日本には減損についての会計基準がないが、米国基準や国際会計基準で事実上の時価評価が義務付けられることになったため、今後、企業会計審議会などの対応が注目される」(『日経金融新聞』1998年5月29日付)と指摘された。

対応の仕方には、大きく2つの方向が考えられよう。第1は、現行制度の枠内で資産の減損を扱う方向である。たとえば、すでに制度化されている臨時償却あるいは臨時損失の計上を通じて費用または損失を認識し、減損の会計と同じ効果を発揮させる、という対応の仕方である。第2は、現行制度から離れ、「修正原価」または「価値評価」という視点で減損の会計を新たに導入する方向である。この場合、減損の会計と現行制度の整合性が問題になる。

いずれの方向をとるにしても、最初に、固定資産の減損とわが国会計制度の関係を明らかにしなければならない。固定資産の減損のどの部分がわが国の会計基準で処理され、現行の会計基準に何が不足しているのか。この点を明らかにして、議論のスタートラインに立つことにしよう。

(1) 企業会計原則と商法の規定

「企業会計原則」は貸借対照表原則の五で、固定資産について貸借対照表価額の決定方法を示している。そこでは、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間に

²⁾ イギリス, カナダ, オーストラリア, ニュージーランドにおける減損の会計基準 については, Paul [1997, pp.4-6] を参照されたい。

わたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない」と指示している。その結果、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする」(五のD)のである。

つまり「企業会計原則」における固定資産の会計は、①取得原価を配分する過程であり評価の過程ではない、②減価償却の方法と耐用期間の見積もりによって各年度に配分される金額は異なるが、それは取得原価の配分方法の相違にすぎない、③どのような配分方法を適用しても、共通しているのは、資産の簿価の全額が将来の営業活動を通じて回収可能だと仮定している点である、と要約できよう。したがって、固定資産の簿価の全額は回収できない場合における資産評価の問題を、「企業会計原則」は十分にカバーしていないのである³。

これに対して商法は、第34条第2号で「固定資産に付ては其の取得価額 又は製作価額を附し毎年1回一定の時期、会社に在りては毎決算期に相当 の償却を為し予測すること能はざる減損が生じたるときは相当の減額を為 すことを要す」と規定し、予測不能な減損の発生時に「相当の減額」を要 求している。これは、固定資産の簿価の全額は回収できない場合、および 回収可能であるが資産の耐用期間の短縮が必要な場合を想定していると思 われる。しかし商法は、減損の内容と「相当の減額」の方法を具体的に示 していない。

(2) 臨時損失と臨時償却

予測不能な減損には,災害などで資産の実体が減失・破損した場合(物質的減損)と,新技術の出現や経済環境の激変などで資産が急速に陳腐化・不適応化した場合(機能的減損)がある。

³⁾ ただし損益計算書原則で、災害による損失を特別損失として計上することを求めている。これは、偶発的事情で固定資産の実体が滅失・破損した場合に計上される評価損であり、後に示す臨時損失に該当する。

企業会計審議会の連続意見書第3(大蔵省企業会計審議会 [1960]) および監査第1委員会報告第3号(日本公認会計士協会 [1984]) によれば、物質的減損が生じた場合、減失した部分の金額だけ資産の簿価を切り下げ、それを臨時損失として計上する。機能的減損が生じた資産については、臨時償却が行われ、減価償却累計額の修正と臨時償却費が計上される。臨時償却費は、過年度の償却不足に対する修正項目とみなされ、特別損失(前期損益修正項目)として損益計算書に記載される。臨時損失と臨時償却を詳しく述べた会計基準は他になく、これがわが国の一般に認められた会計処理法になっている。

2つの文書とも臨時損失と臨時償却の違いを強調している。臨時償却は「正規の減価償却計算に適用している耐用年数又は残存価額が、設定に当たって予見することのできなかった機能的原因等により、著しく不合理となった場合等に耐用年数を変更し、又は残存価額を修正し、これに基づいて一時に行われる減価累計額の修正のための減価償却をいう」(日本公認会計士協会 [1984, II-1])のである。つまり、臨時償却は減価償却の外延であり、耐用年数の変更あるいは残存価額の修正で、原価配分の方法を変えたにすぎない、と考える。したがって、臨時償却では簿価の全額が回収可能であることを仮定しているため、簿価の全額は回収できない場合に簿価を切り下げ、それを臨時償却費とするのは不合理である、と解釈されよう。

他方,臨時損失は,原価配分の過程ではなく評価の過程で計上された固定資産の評価損である。資産が減失・破損した場合,その簿価の全額は回収できなく,回収不能部分を資産の簿価から控除し,臨時損失として評価損を計上するのである。一般に,臨時損失を計上した場合の貸方項目は固定資産になるが,臨時償却の場合は貸方・減価償却累計額になる(中村忠,[1998, p.105])。

このように、滅失・破損により簿価の全額は回収できない場合、その減損を臨時損失として計上することができる。しかし、滅失・破損していない資産でも、簿価の全額は回収できない場合がある。そのような資産につ

いて臨時損失を計上できるか否かは、連続意見書第3と監査第1委員会報告第3号から判断することはできない。

(3) 休止固定資産

滅失・破損していない固定資産について,簿価の回収不能部分を評価損として計上する道が,狭いながら残されている。それは休止資産についてであり,監査第2委員会報告第2号(日本公認会計士協会[1979])に示されている。

休止固定資産とは、①将来再使用の見込みが客観的にあり(たとえば保守管理が経常的に行われている)、かつ②設備としての機能を現に有している固定資産をいう。この休止固定資産についても、正規の減価償却または休止を考慮して別に定めた合理的基準による減価償却を行うことが求められ、減価償却費は原則として営業外費用に計上される。

注目すべきは「休止固定資産について、経済的価値の低下または陳腐化が明らかな場合には、監査委員会報告第3号『減価償却に関する会計処理及び監査上の取扱い』に基づき臨時償却その他必要な措置を行い、特別損失として処理するものとする」(日本公認会計士協会[1979, 2-(3)])という文言である。「臨時償却その他必要な措置」は一般に、「臨時償却と評価損などの会計処理」と解釈される(減損会計研究委員会[1998, p.11])。したがって、休止固定資産については、経済的価値の低下または陳腐化による機能的減損を評価損に計上することが認められているのである。

(4) 問題点の整理と論文の構成

以上のように、わが国の会計基準においても、評価損の計上が可能な固定資産の減損がいくつかある。1つは、減失・破損により簿価の全額は回収できない資産における減損(物質的減損)であり、もう1つは、休止固定資産の経済的価値の低下または陳腐化による減損(機能的減損)である。しかし、減失・破損していないが資産の簿価の全額は回収できない場合

があり、また休止資産以外の固定資産についても機能的減損は生ずる。すなわち、「減失・破損していない稼働中の固定資産について、機能的減損により簿価の全額は回収できなくなった場合、回収不能部分を資産の簿価から控除し評価損を計上する会計」を規定する基準が、わが国に備わっていないのである。

以下では、アメリカ財務会計基準審議会と国際会計基準委員会による減損の会計基準を検討し、それらをわが国に導入する場合の留意事項を指摘する。ポイントは減損の会計基準が導入された背景と、それぞれの基準の論拠となる会計理論である。

第2章で、アメリカに減損の会計が導入される前の会計実務を調べ、その実務とアメリカ財務会計基準書(以後 SFAS と略称)第121号(FASB [1995])の関係を、第3章で検討する。次の第4章では、SFAS121号と比較しながら国際会計基準(以後 IAS と略称)第36号を紹介する。両基準のアプローチは基本的に異なっており、それぞれの背後にある考え方の相違を第5章で確認し、第6章では、いずれのアプローチをわが国に導入すべきかを考察する。

2 アメリカ企業による資産評価切り下げの実務

SFAS 第121号の付録Aで、「FASB 緊急問題専門委員会(EITF)は、1984年10月、1985年12月および1986年2月の会合で減損の問題を討議した。 EITF 委員は、資産の減損について多様な測定方法が実務で採用されていること、また、固定資産の評価切り下げが相当の規模と頻度で行われ、かつ増加していることに注目した」(FASB[1995、para.40])と記している。 ジャーナリズムも1985年から1986年にかけて、固定資産の評価切り下げ 実務に関する問題を頻繁に取り上げた(Businss Week、1985年11月11日号、1986年3月17日号、Wall Street Journal、1986年2月11日付など)。

この状況のもとで、FASB は1988年11月に固定資産の減損に関する会計

基準のプロジェクトを開始し、1990年12月の討議資料、1993年11月の公開草案を経て、1995年3月に基準書第121号を公表した。すなわち、減損の会計基準が設定される以前から、すでに大規模で多様な評価切り下げ実務が行われていたのである。では、どれくらいの規模で固定資産の評価切り下げが行われ、それは何を目的とし、どこに問題があったのだろうか。

(1) 評価切り下げの規模

パネルA・サンプル企業数

Elliott and Shaw [1988]は、COMPUSTAT のデータにもとづき、1982年から1985年の間に固定資産の評価切り下げを実施した企業を調べた。評価切り下げ額が資産総額の1%を超え、かつ12月決算である企業240社をサンプルとし、各企業の会計処理法などを調査したのである。各年度のサンプル企業数と評価切り下げ額の規模が、図表1に要約されている。

図表1 サンプル企業数と固定資産評価切り下げの規模

	1982	1983	1984	1985	合計	
サンプル企業数	43	45	55	97	240	
パネルB:評価切り下げのタ	規模					
		メジアン	<u>平</u> 均	1値		
評価切り下げ額		49.745	143.	624 (耳	単位 百万ド	`ル)
評価切り下げ額/資産総額	額	5.0%	8.	2%		
評価切り下げ額/ 純利酒	益	10.4%	36.	0%		

出典: Elliott and Shaw [1988, p.93]

図表 1 から、①1982年から1985年における評価切り下げ実施企業の数は年ごとに増え、1985年の実施企業数は1982年の倍以上になった、②評価切り下げ額の平均は 1 億4,362万ドルと巨額である、③評価損が当期純利益に与える影響もかなり大きい、ということが分かる。

ただし、Elliott and Shaw [1988] のサンプルには、廃棄が予定されている固定資産(および廃止される事業の一部として売却される資産)につ

いて評価切り下げを行った企業が含まれていることに注意しなければならない。このような評価切り下げは、会計原則審議会意見書第30号(APB [1973])に従って会計処理された。われわれの関心事は、売却せず使用を続ける予定の固定資産における減損にあり、そのような減損を規定する会計基準は当時存在しなかった。この会計処理が問題になる。

Zucca and Campbell [1992] は,有形固定資産の評価切り下げを実施した企業の年次報告書を調べ,その評価切り下げが継続的に使用される資産について行われたことを確認している。調査対象は,1978年から1983年の間に評価切り下げを実施した企業である。そして,継続的に使用する固定資産の評価切り下げを実施した企業が67社77件見つかり,Zucca and Campbell [1992] は,それらをサンプル企業にして評価切り下げの開示方法や経済的影響を分析した。サンプル企業の62.69%は製造業であり,ニューヨーク証券取引所に上場している企業が40社,アメリカン証券取引所に上場している企業が40社,アメリカン証券取引所に上場している企業が15社、店頭銘柄が15社であった(Zucca and Campbell [1992, p.33])。これらの企業が実施した評価切り下げの規模を,図表2で要約している。

図表 2 継続的に使用する有形固定資産について行われた評価切り下げ

	評価切り下げ額	評価切り下げ率	
	(単位 千ドル)	対総資産	対売上高
平均	32,433	4.05%	13.15%
レンジ			
最高	1,099,000	63.63	654.13
メジアン	5,500	1.46	1.58
最低	33	0.01	0.01

出典: Zucca and Campbell [1992, p.34]

図表2と図表1を比較すれば、①継続的に使用する有形固定資産の評価切り下げは、廃棄または売却が予定されている資産の評価切り下げよりも、金額および比率が平均的に小さい、②しかし図表2の数値は、ばらつきが大きく、10億ドル以上の評価切り下げや売上高の6.5倍に相当する評価切り

下げが行われた,ということが分かる。この巨額な評価切り下げ数件だけでも,減損の会計基準の設定を促すに十分であったろう。

(2) 評価切り下げの会計処理

すでに指摘したように、継続的に使用する有形固定資産の評価切り下げを規制する会計基準は当時なかった。したがって評価切り下げを行った前記の企業は、その実施時期も会計処理法も、自らの判断で決定したのである。それを監査人が否定することは一般になかったという(Zucca and Campbell [1992, p.35])。ただし、評価切り下げ率が0.01%の企業(図表2参照)でも、評価切り下げの事実を財務諸表に注記することは怠っていない。

Zucca and Campbell [1992, p.34] によれば、継続的に使用する有形固定資産の評価切り下げは第4四半期に実施・開示された場合が多いか。評価切り下げ額の測定方法を知ることはできないが、会計処理については以下の3つに分類される。すなわち、①評価切り下げ額を売上原価に含めて損益計算書へ表示した企業が全体の13%、②減価償却費に含めて損益計算書へ表示した企業が全体の15%、③独立項目として損益計算書の継続事業利益の区分に表示した企業が全体の68%であった(Zucca and Campbell 「1992、p.34])。

①②と③の処理法は決定的に異なる。①と②は、評価切り下げを通常の 減価償却または臨時償却の範疇でとらえ、簿価の全額が回収可能であるこ とを仮定した処理法である。これに対して③の処理法は、評価切り下げが 減価償却とは異なることを前提にし、簿価の全額は回収できないことを意 識した方法である、といえよう。

⁴⁾ 第4四半期に実施した企業は全体の48%であり,第1四半期から第3四半期までに実施した企業は13%,残りの企業は実施時期を明示していなかった(Zucca and Campbell [1992, p.34])。Elliott and Shaw [1988, p97] によれば,全体の63%の企業が第4四半期に固定資産の評価切り下げを実施している。

継続的に使用する固定資産の減損は、③の処理法によらなければならない。①または②の処理法を採用した企業が全体の28%を占めていたという事実は、評価切り下げの会計実務が混乱していたことを示唆する。FASBは、減損の会計に秩序を形成する必要があったのである。

(3) 評価切り下げの動機

固定資産の評価切り下げを行えば、評価損が計上される。評価切り下げの実施は経営者の判断に任せられているので、利益調整(earnings management)のために評価切り下げを行う企業があったとしても不思議ではない。Zucca and Campbell[1992, p.35]は、利益平準化とビッグバス(big bath)という視点で、評価切り下げと利益調整の関係を分析した。

①利益の平準化

利益連動型の報酬契約を結んでいる経営者は、契約期間中に受け取る報酬額を最大にするため、期間利益の平準化をはかる(ワッツ・ジマーマン [1991, p.213])。安定した利益成長を示す企業ほど証券市場で高く評価されるので、期間利益の平準化はさらに促進される。固定資産の評価切り下げも、期間利益の平準化という枠内で実施されるかもしれない。すなわち、減損した資産を保有している企業は評価切り下げのタイミングをはかり、正常利益よりも多くの利益が生じた期間に、評価切り下げを行い評価損を計上するのである(Zucca and Campbell [1992, p.35])。

②ビッグバス5)

固定資産の評価切り下げは、将来の減価償却費の減少に結びつく。したがって評価切り下げは、業績が悪化した企業の起爆剤となる。評価切り下げを実施することで、企業は投資家に「悪い時期は去りもっといい時期がこれから来る」とシグナルできる。そこで、減損した資産を保有している

⁵⁾ 当期純損失となる企業は、将来発生しうる費用または損失の中で当期に計上可能なものをできるだけ計上し、損失額を増やす場合がある。これを、ジャーナリズムではビッグバスと呼んでいる(ワッツ・ジマーマン [1991, p.213])。

企業は,正常利益に満たない利益が生じた期間に,評価切り下げを行うのである (Zucca and Campbell [1992, p.35])。

③仮説の検証

利益平準化の視点では,「評価切り下げ前の利益が正常利益よりも大きく,評価切り下げを行うことで,報告利益は正常利益の水準に接近する」 (H_1) と考えられる。他方,ビッグバスによれば,「評価切り下げ前の利益は正常利益を下回っている」 (H_2) という仮説が設定される。それぞれの仮説を検証するために,まず正常利益を測定しなければならない。 Zucca and Campbell [1992, p.36] は,ランダム・ウォーク・モデルを含む5つの期待利益モデルを設定し,正常利益を算定した。いずれも類似した値になったことを確認したうえで, Zucca and Campbell [1992, p.36] は,ランダム・ウォーク・モデルによる調査結果を提示している。

 H_1 を支持する結果を得た企業は22社 (28%), H_2 を支持する結果を得た企業は45社 (59%),それ以外の結果になった企業は10社 (13%) だった。つまり,固定資産の評価切り下げと利益調整は密接に関係しており,ビッグバスを実施した企業が過半数を占め,約3割の企業が利益平準化を行っている,ということである。

④ビッグバスと経営者の交代

では、多数の企業が固定資産の評価切り下げによりビッグバスを実施するのはなぜか。Zucca and Campbell [1992] は、この解釈を可能にする調査結果を示していない。同様の調査を行った Elliott and Shaw [1988] とStrong and Meyer [1987] が、興味深い結果を提示している。

Strong and Meyer [1987] は、①1981年から1985年の間に固定資産の評価切り下げをした企業120社をサンプル企業とする、②1つのサンプル企業について、サンプル企業と同じ業種で、同規模かつ固定資産の評価切り下げをしていないコントロール企業を2社選ぶ、③図表3の変数についてサンプル企業の平均と、コントロール企業の平均を算定し、平均差の有意性検定を行う、という手順で調査を行った。その結果が次のページの図表3

変 数	評価切り下げ企業の 平均	評価切り下げを行わ なかった企業の平均	t 值	
企業内部における 経営者交代の件数	0.375	0.159	2.35	
企業外部から新しい 経営者が着任した件数	0.250	0.016	3.67	
機関投資家による 持株比率	0.407	0.406	0.03	
負債比率	0.223	0.194	1.14	
流動比率	1.768	1.993	-1.24	

図表 3 評価切り下げ企業と評価切り下げを行わなかった企業の比較

出典:Strong and Meyer [1987, p.649]

にまとめられている。

図表3から、固定資産の評価切り下げを行った企業の経営者交代の件数は、行わなかった企業の経営者交代の件数よりも有意に大きいことが分かる。とりわけ企業外部から新しい経営者が着任した件数は、評価切り下げ 実施企業の方がはるかに多い。

Elliott and Shaw [1988, p.98] も,図表1のサンプル企業のうち39%が、評価切り下げ実施年度に最高経営責任者(CEO)、社長(president)、および/または最高財務責任者(CFO)の交代があった、と指摘している。そして、「一般に新しい経営者は、現在のさまざまな問題を前任者のせいにしようとする。たとえば新しい経営者は、前任者の責任になる損失額を意図的に過大計上することで、将来についての期待を改善し、以後の業績が測定されるベンチマークを低くするのである」と述べた(Elliott and Shaw [1988, p.98])。

つまり、業績の悪化した企業ほど経営者の交代が行われ、その際、固定 資産の評価切り下げなどで過去の膿をすべて出し、経営を交代するという ことである。新しい経営者にとってビッグバスは、自分の将来の業績評価 に有利であり、投資家の期待を改善する一助となる。

以上、アメリカで1980年代前半に行われた固定資産の評価切り下げ実務

を概観した。評価切り下げの規模はかなり大きく,その動機は主に利益調整にあり,経営者交代を背景にしたビッグバスが多く観察された。そして評価切り下げの会計処理は,基本的な所で混乱していたのである。したがってアメリカの会計規制当局は,①利益調整ではなく会計情報の有用性を増すために固定資産の減損が認識されること,②その会計処理が秩序正しく行われること,を課題にして基準の設定をしなければならなかったのである。

3 アメリカ財務会計基準書第121号の特徴

上記2つの課題は、減損による評価損の認識基準・測定基準・報告基準 が適切に設定され、各企業がそれを遵守することで達成される。これら3 つの基準に注目して、SFAS 第121号の内容を紹介しよう⁶。

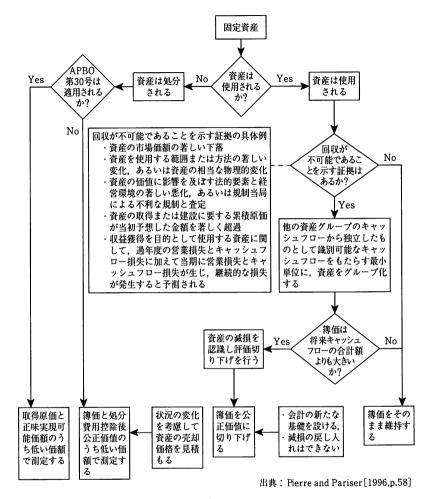
(1) 減損の認識

SFAS 第121号の対象は、①使用目的で保有する有形固定資産と無形固定資産の減損、および②処分予定の有形固定資産と無形固定資産の減損である⁷。これらの減損による評価損の認識と測定のプロセスが、図表 4 にフローチャートの形で要約されている。

フローチャートに従い、評価損の認識と測定の過程を確認しよう。第1 に、その資産が使用目的で保有されているか否かを判断しなければならない。もし1年以内に処分を予定しているのならば、資産を簿価と公正価値 (処分費用控除後)のいずれか低い価額で示すことが求められる。ただし、 資産の処分が事業セグメントの売却にかかわって行われる場合は、会計原

⁶⁾ SFAS 第121号については、米山 [1996]、田中 [1997]、古賀 [1998]、減損会計研究委員会 [1998] を参照されたい。

⁷⁾ ただし、金融商品などの資産と、レコード会社や映画制作会社の資産などは対象 外となる。



図表 4 財務会計基準書第121号のフローチャート

則審議会意見書第30号 (APB [1973]) が適用され、資産の簿価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定される。公正価値については (2) の説明を参照されたい。

第2に、資産が使用目的で保有されているのならば、その資産について

減損の兆候があるか否かを判断しなければならない。たとえば図表3にある「資産の市場価額の著しい下落」や「資産を使用する範囲または方法の著しい変化、あるいは資産の相当な物理的変化」などが発生していれば、ただちに減損のテストをする必要がある。これらの兆候がなければ、減損のテストも簿価の修正も不要である。

減損のテストは個々の資産について行うのではなく、他の資産グループのキャッシュ・フローから独立したものとして識別可能なキャッシュ・フローをもたらす最小単位にグループ化した資産について実施する。

そして第3に、最小単位にグループ化された資産の使用および最終的な 廃棄から得る将来の純キャッシュ・フローを推定し、その額が簿価を下回 っているか否かを確認する。もし将来の純キャッシュ・フローが簿価より も小さければ、減損による評価損を認識し、そうでなければ簿価を修正す る必要はない。注意すべきは、将来の純キャッシュ・フローは現在価値に 割り引かれず利子費用を含まない、ということである。

(2) 減損の測定と開示

図表 4 のフローチャートによれば、簿価と将来キャッシュ・フローを比較して認識すべき評価損を把握し、続いて、簿価と公正価値を比較して評

価損の額を決定する。すなわち SFAS 第121号は、最小単位にグループ化された資産の簿価が公正価値を超過する金額で、減損による評価損を測定することにしている。言い換えれば、資産の簿価を公正価値に切り下げ、簿価と公正価値の差額を評価損に計上するのである。

資産の公正価値とは、強制された取引や清算における取引ではなく、当事者間の自発的な取引により売買される金額である。活発な市場が存在する資産については、市場価格が公正価値を示す。しかし固定資産については、そのような市場価格が得られない場合がある。そのときは、類似資産の市場価格を用いたり、将来キャッシュ・フローの現在割引価値などの評価法を適用する(評価法については FASB [1995, para,7] 参照)。

固定資産が減損すれば、経営者はその資産の売却または継続的使用について意思決定を行う。もし資産の継続的使用を選択したのならば、それは、売却代金よりも大きな将来キャッシュ・フローをもたらす資産を新たに取得する、という意思決定に相当する。したがって、減損の会計で公正価値に引き下げられた価額は、その資産の新しい原価であるとみなされる(FASB[1995, para.69])。償却性資産については、公正価値に切り下げられた価額にもとづき、その資産の残存耐用年数にわたって減価償却される(FASB[1995, para.11])。ただし処分予定の資産については、それを保有期間中に減価償却することは認められない(FASB[1995, para.16])。

いったん簿価を公正価値に切り下げ評価損を計上すれば、たとえ後の期間にその資産の公正価値が増加しても、以前に計上した減損を戻し入れることはできない。公正価値に切り下げられた価額は、その資産の新しい原価とみなされ、減損が生じていない他の資産と同様に扱われるからである(FASB [1995, para.105])。

減損による評価損は、損益計算書の税引前継続事業利益の区分に表示される。さらに、評価損を計上する企業は、その年度の財務諸表に、減損した資産と減損に至った事情、公正価値の決定方法などを開示しなければならない(FASB [1995, para.13, 14])。

以上のような測定基準と報告基準を SFAS 第121号が設定したことにより、混沌としていた固定資産の評価切り下げ実務に一定の秩序が形成された。評価損の測定単位と決定方法および表示方法などが統一されたからである。この結果、減損による評価損にかかわる情報は企業間で比較可能になった。ただし、公正価値の決定方法は多様であると考えられ、減損情報の比較可能性はこの点に大きく依存するといえよう。したがって、公正価値の決定方法に関する財務諸表注記が、大きな意味を持つ。

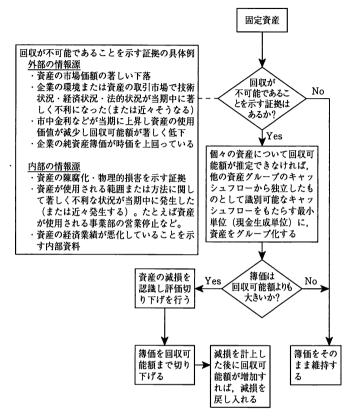
4 国際会計基準第36号の特徴

1997年の公開草案第55号を経て、IAS 第36号 (IASC [1998]) が1998年 6月に公表された。SFAS 第121号の公表から 3 年経過しているが、いくつかの重要な点で両者は異なっている。他方、IAS 第36号とイギリスの公開草案 (ASB [1997]) は、ほぼ一致した内容である。このため G4+1 報告書」 (Paul [1997]) では、IAS 第36号とイギリスの公開草案をまとめて IASC=ASB モデルと呼び、SFAS121モデルと区別している。本稿では、その相違点に注目しながら IAS 第36号を紹介する。

(1) 減損の認識

IAS 第36号に従った減損の認識・測定のプロセスを、図表 5 にフローチャートの形で示した。

図表 4 と図表 5 を比較すれば、SFAS 第121号と IAS 第36号の違いが明らかになる。フローチャートを比べて最初に気づく相違点は、IAS 第36号が使用目的で保有する資産と処分予定の資産を区別していないことである。その理由として、「企業が資産を近々処分する予定であれば、その資産の正味売却価格は通常、使用価値に等しくなる。……したがって当理事会は、IAS 第36号で示した回収可能額の定義が処分予定の資産についても適合し、別の要件や指標を設ける必要はないと判断した」(IASC[1998、para、



図表 5 国際会計基準第36号のフローチャート

B39])と述べられている。つまり、減損のテストを経て資産の減損が認識・測定されれば、資産の使用目的にかかわらず適切な評価額が計上される、ということである。正味売却価格と使用価値については(2)を参照されたい。第2に、減損の兆候があるか否かを判断する規準が若干、異なっている。これは、IAS 第36号と SFAS 第121号における減損のテストの違いによる。IAS 第36号では、資産の簿価と回収可能額を比較し、回収可能額が簿価を下回ったときに減損による評価損を認識する。回収可能額とは、資産の正

味売却価格と使用価値のいずれか高い金額をいう。したがって、正味売却価格と使用価値に影響を及ぼす要素が、減損の兆候を判断する際に考慮されるのである。たとえば、市場利子率や他の投資収益率が上昇すれば、資産の使用価値の計算で用いる割引率が増加するため、資産の回収可能額は減少する。そのため、市場利子率などが急激に上昇していれば、減損の兆候を判断するときに、それを勘案しなければならないのである。

第3にIAS 第36号は、回収可能額を個々の資産について見積もることを原則にしている。そして、個別に回収可能額を見積もることが不可能な場合に、その資産が属する現金生成単位について回収可能額を決定するのである(IASC[1998、para.65])。現金生成単位の概念はSFAS 第121号とほぼ一致しており、「他の資産グループのキャッシュ・インフローから独立したものとして識別可能なキャッシュ・インフローをもたらす資産の最小単位」(IASC [1998、para.5])と定義される。

第4の相違点は、減損のテストにおける現在割引価値の位置づけである。 SFAS 第121号は、最小単位にグループ化された資産から得る将来の純キャッシュ・フローを推定し、その額が簿価を下回っているか否かを確認する。その際、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことはしない。これに対して IAS 第36号は、資産の回収可能額(正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額)と簿価を比較する。そして「正味売却価格と使用価値はいずれも、暗示的・明示的に現在価値計算を基礎にしている。したがって、改訂前の IAS 第16号で資産の回収可能額を測定する際、明示的に認められていた割引前の金額の使用は、もはや認められない。また IAS 第9号、第22号、第28号、第31号で暗黙のうちに認められていた割引前の金額も適用不可能になる」(IASC [1998、para.B7])とされた。

現在価値計算をした金額で減損のテストを行えば、そうでない場合よりも、回収可能額が簿価を下回る確率は高くなる。つまり、IAS 第36号のほうが SFAS 第121号よりも、減損を計上するケースが多くなる、ということである。IAS 第36号が、減損を認識するためのハードルを低く設定したの

はなぜか。この点は第5章の(2)で検討する。

(2) 減損の測定と開示

SFAS 第121号では,簿価と将来キャッシュ・フローの比較により認識すべき評価損を識別し,続いて,簿価と公正価値の比較により評価損を測定する。つまり,評価損を識別する尺度と測定する尺度が異なっている。これに対して IAS 第36号は,図表 5 から明らかなように,簿価と回収可能額を比較して認識すべき評価損を識別し,回収可能額が簿価を下回っていれば,その差額がそのまま評価損に計上される。評価損を識別する尺度と測定する尺度が同一なのである。

回収可能額とは、資産の正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額をいう。正味売却価格は「十分な知識を持ち自発的に取引を行う当事者の間で、資産の売却について自由交渉取引が行われたときに獲得しうる金額から処分費用を控除した額」(IASC [1998, para.5])である。正味売却価格は一般に、買い指値などの市場価格から印紙税や除去費用などを差し引いて算定される。市場価格には将来キャッシュ・フローの現在価値が反映されており、正味売却価格の算定において暗黙のうちに現在価値計算が行われている、と考えられる(IASC [1998, para.B44])。

使用価値は「資産の継続的使用と耐用年数の最後における処分によって 獲得される見積将来キャッシュフローの現在価値」(IASC[1998, para.5]) である。使用価値の算定プロセスを要約すれば次のようになる (IASC [1998, para.32・43・48])。

- ①その資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローを予測する。
- ②キャッシュ・インフローを得るために必然的に発生するキャッシュ・アウトフローを予測する。そのキャッシュ・アウトフローは、合理的かつ首尾一貫した方法で当該資産に配分可能でなければならない。また、財務活動による支出および法人税の支払額をキャッシュ・アウトフローに含めてはいけない。

- ③耐用年数の最後に資産を処分することで受け取る(または支払う)純 キャッシュ・フローを見積もる。
- ④キャッシュ・インフロー(①) からキャッシュ・アウトフロー(②) を控除し、③の純キャッシュ・フローを加減して、当該資産の見積将 来キャッシュ・フローを算定する。
- ⑤貨幣の時間価値とその資産に固有のリスクを反映した利子率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く。適用すべき利子率は、貨幣の時間価値と資産に固有のリスクを現在の市場が評価したものであり、たとえば投資家がその資産と同一のリスクと期間とキャッシュ・フローからなる項目に投資をした場合に、投資家が求める収益率に相当する。

使用価値と正味売却価格のいずれか高い金額が回収可能額になり、回収 可能額が簿価を下回る場合は、簿価を回収可能額まで切り下げる。注意す べきは、評価差額の会計処理が資産によって異なる、ということである。

IAS 第16号「有形固定資産」は、有形固定資産を公正価値にもとづいて再評価することを認めており(IASC [1993, para.39])、評価切上げ額は再評価剰余金(revaluation surplus)勘定に記入される。この基準との整合性を考慮しIAS 第36号は、過年度に再評価された固定資産について減損が生じた場合、減損による評価差額を再評価剰余金勘定に借方記入する、としている(IASC [1998, para.59])。再評価されていない資産については、減損による評価差額を費用として処理し、その年度の損益計算書に記載しなければならない(IASC [1998, para.59])。

また、減損の戻し入れを求めている点も特徴的である。減損を計上した 資産について、その後、回収可能額が増加すれば、簿価を回収可能額まで 切り上げ、評価差額を利益に計上する(IASC[1998、para.104])。ただし、 減損の戻し入れによる簿価の切り上げは、過年度に減損を認識しなかった と仮定した場合の簿価を超えてはならない(IASC[1998、para.102])。超 過する場合は、IAS 第16号に依拠した資産の再評価とみなされ、超過額を 再評価剰余金勘定に貸方記入する (IASC [1998, para.103])。IAS 第16号 にもとづき再評価された資産については、減損の戻し入れの全額を、利益ではなく再評価剰余金勘定に記入する (IASC [1998, para.104])。

減損を計上した場合でも減損の戻し入れを記録した場合でも、その後の減価償却は、修正後の簿価から残存価額を控除した金額を、残存耐用年数にわたって合理的な方法で配分することにより実施される(IASC [1998, para.62·106])。

財務諸表には、①資産の種類ごとに減損あるいは減損の戻し入れの額を示し、②減損に至った事情、③回収可能額として正味売却価格が適用されたのならばその算定方法、④回収可能額として使用価値が適用されたのならばその計算に用いた割引率、などを開示しなければならない(IASC [1998, para.113・117])。③と④は IAS 第36号に固有のものであり、SFAS 第121号では要求されていない。

5 2つのモデル

減損会計の目的は、「資産の簿価が、その資産に期待される将来の経済的便益の額を超えていないことを保証し、将来の経済的便益の喪失(資産の減損)を適時に認識すること」(Paul [1997、para.1.1.1])にある。しかし、この目的を達成するためのアプローチは多様である。それは「将来の経済的便益」の測定基準が異なり、「適時に認識する」ことの解釈が違うからである。

前項で指摘したように SFAS 第121号と IAS 第36号でも,減損会計のあり方が相当異なっている。 「G 4 + 1 報告書」 (Paul [1997]) では,IAS 第36号とイギリスの公開草案をまとめて IASC=ASB モデルとし,SFAS 第121号と CICA ハンドブック第3060項をまとめて SFAS121モデルと呼び,2 つのモデルを比較している。両モデルの大きな相違点を要約すれば,図表 6 のようになる。

図表6における割引前将来キャッシュ・フローと、正味売却価格、使用 価値および公正価値の大小関係を考えてみよう。減損した資産を使用し続 ける状況下では、通常、その資産の正味売却価格よりも使用価値は大きく、 使用価値よりも割引前の将来キャッシュ・フローが大きい。また使用中の 資産は、他の資産と一体になりシナジー効果を発揮するため、多くの場合、 その使用価値は公正価値よりも大きい(Paul [1997, para.2.3.9])。

したがって図表6のSFAS121モデルは、減損の識別に高いハードルを 設け、いったんハードルを越えれば、相対的に多くの減損が計上される什 組みになっている。また減損の計上後、公正価値が回復しても減損の戻し 入れは認められない。そして、減損による評価損は当期の費用として処理 される。要するに SFAS121モデルは、①資産の簿価修正と評価損が計上さ れる頻度は相対的に少ない、②固定資産における評価損の計上は求めるが、 評価益の計上は認めない、③減損による評価損を当期の損益計算に組み込 むというモデルである。

これに対して IASC=ASB モデルは、減損の識別に低いハードルを設 け、SFAS121モデルでは認識されない減損を積極的に認識する。計上され る減損の金額は相対的に小さく、さらに減損の計上後、回収可能額が回復 すれば、減損を戻し入れなければならない。減損による評価差額は、当期

	図表 6 IASC=ASB モアルと SFAS121モアルの相違点		
	SFAS121モデル	IASC = ASB モデル	
減損の識別	簿価と資産のもたらす将来キャッシュフロー(割引かず利子費用も入れない)を比較して減損を識別する	簿価と回収可能額(資産の正味売却 価格と使用価値のいずれか大きい 方)を比較して減損を識別する	
減損の測定	簿価が公正価値を超過する額	簿価が回収可能額を超過する額	
減損の戻し 入れ	計上された減損については、その後 状況が変化しても、その戻し入れは 禁止する	計上された減損については,減損認 識後に回収可能額が簿価を上回れ ば,減損を戻し入れる	
減損の処理	当期の費用として損益計算書に記載 する	過年度に再評価された資産の減損は 再評価剰余金勘定に記入し、その他 の資産の減損は当期の費用に計上	

の費用になる場合と、再評価剰余金に記入される場合がある。要するに IASC=ASBモデルは、①資産の簿価修正と評価損が計上される頻度は相 対的に多い、②固定資産における評価損の計上を求め、一定枠内で評価益の計上も要求する、③減損による評価差額を損益会計で扱う場合と資本会 計で扱う場合を勘案したモデルである。

注意すべきは、2つのモデルにおける上記の特徴が単なる羅列ではない、 ということである。2つのモデルの背後には、それを支える会計理論があ り、個々の理論からそれぞれの特徴が派生したと考えられる。以下では、 2つのモデルにおける理論的背景を確認し、それが上記の特徴とどのよう に関連するのかを考察する。

(1) SFAS121モデルの理論的背景

SFAS121モデルは、減損の会計と歴史的原価主義会計の関係を次のように考える。

- ①減損した資産を使い続けるという意思決定は、新たに資産を取得するという意思決定に相当する。つまり、使用を続ける資産に減損の会計が適用され、公正価値に引き下げられた資産価額は、その資産の「新しい原価」であるとみなし得る(FASB [1995, para.69])。
- ②新しい原価が設定されれば、その金額にもとづき減価償却が実施される (FASB [1995, para.11])。
- ③いったん簿価を公正価値に切り下げれば、たとえ後の期間にその資産の公正価値が増加しても、以前に計上した減損を戻し入れることはできない。公正価値に切り下げられた価額は、その資産の新しい原価とみなされ、減損が生じていない他の資産と同様に扱われるからである(FASB [1995, para.105])。
- ④したがって、減損の会計で公正価値を使用することは「新しい原価」の設定であり、歴史的原価主義会計からの離脱ではない(FASB[1995, para.71])。

このように、減損の会計を「新しい原価」の設定すなわち「新しい損益 計算」の出発点と捉え、それを歴史的原価主義会計の延長線上で実施する アプローチを、減損会計の修正原価アプローチと呼ぶことにしよう。

このアプローチでは、減損による評価損の発生が確実であるときにのみ、 資産の簿価を修正し損益計算の新しい基礎を提供する。会計の新出発 (fresh start) は、確かな証拠にもとづき慎重に行われるべきだからであ る。そのため SFAS121モデルでは、減損の識別に割引前将来キャッシュ・ フローを使用し、減損を認識するためのハードルを高くした。その結果、 簿価修正と評価損を計上する頻度は、IASC=ASBモデルと比べて少なく なるのである。

また、修正原価アプローチが歴史的原価主義会計の延長線上にあるかぎり、「新しい原価」は客観的で検証可能な市場価格で決定されなければならず、「新しい損益計算」に未実現利益が混入してはならない。そこでSFAS121モデルは、市場価格たる公正価値を新しい原価とし、減損の戻し入れを禁止することで評価益の計上を排除したのである。

IASC=ASB モデルが想定する使用価値は、その算定に多くの主観が介入する。さらに、使用価値が公正価値を超過している場合、その部分は自己創設のれんを示し(Paul [1997, para.2.3.11])、自己創設のれんを貸借対照表に計上しない歴史的原価主義会計と矛盾する®。したがって、修正原価アプローチで減損の測定に使用価値を用いることは、少なくとも理論のレベルでは不適切なのである。

(2) IASC=ASB モデルの理論的背景

IASC=ASB モデルの基本的な考え方を要約すれば、次のようになる。

⁸⁾ 自己創設のれんと減損の会計については、米山 [1997] で詳しく論じられているので参照されたい。

- ①減損した資産の回収可能額の測定には、その資産を所有する企業の経営者が合理的であれば選択するであろう行動を反映すべきである(IASC [1998, para, B35])。
- ②もし使用価値が正味売却価格を上回っていれば、その資産を使用し続けるほうが企業にとって合理的であり、逆に、正味売却価格が使用価値を超過すれば、その資産を処分するほうが賢明である(IASC[1998、para.B20])。
- ③したがって,経営者の合理的行動を回収可能額の測定に反映するには,使用価値と正味売却価格をケースに応じて選択できる状況が必要である。資産を所有する企業の経営者による合理的な見積もり(使用価値)に対して,回収可能額に関する市場の期待値(公正価値と正味売却価格)を優先すべきではない(IASC [1998, para, B28])。
- ④つまり経営者の見積もりに従い、正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額を回収可能額にすべきである(IASC[1998, para.B35])。回収可能額が簿価を下回る場合は、簿価を回収可能額まで切り下げ、そして、評価差額は、資産に応じて当期の費用または再評価剰余金に計上する(IASC [1998, para.59])。
- ⑤資産の簿価は、最近の状況に従った回収可能額を常に反映すべきである。そのため、減損を計上した資産について、その後もし回収可能額が増加すれば、簿価を回収可能額まで切り上げなければならない (IASC [1998、para.99])。簿価の切り上げによる評価差額は、資産と金額に応じて当期の利益または再評価剰余金に計上する (IASC [1998、para.103])。

経営者の合理的な行動を織り込み、正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額で回収可能額を測定するという方法は、イギリスの会計実務基準書第16号(ASC [1980])などが採択した「企業にとっての価値(value to the business)」概念⁹を流れをくむ(Paul [1997、para.2.2.19])。ただし「企業にとっての価値」概念は、回収可能額と取替原価のいずれか小さい

方を資産の評価額にするが、IASC=ASBモデルでは対象を減損資産に限定しているため、回収可能額と簿価を比較する10。IASC=ASBモデルは、いわば「減損資産の企業にとっての価値」概念を適用している。

このように、減損の会計を「減損資産の企業にとっての価値」の測定と 捉え、それを時価主義会計との隣接点で実施するアプローチを、減損会計 の価値評価アプローチと呼ぶことにしよう。

このアプローチの眼目は、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するため、減損資産の価値すなわち回収可能額を適切に測定・開示することにある。回収可能額に変化があれば、それを即座に認識することが、有用な会計情報の作成に結びつくと考える。つまり、減損による評価損の発生の確実性よりも、その測定と開示の適時性を重視するのである。そのためIASC=ASBモデルは、減損の識別に相対的に低いハードルを設け、同時に減損の戻し入れを要求した。この結果、簿価修正と評価損を計上する頻度はSFAS121モデルよりも多くなり、SFAS121モデルでは認識されない評価益が計上される。

もし SFAS121モデルのように、減損を識別するハードルを高くし、減損の戻し入れを禁止すれば、減損しているのにそれが認識されない(認識が遅れる)ケースや、回収可能額が増加しているのにそれを無視するケース

^{9)「}企業にとっての価値」は、サンディランズ委員会報告書(Sandilands [1975])で注目され、1980年にイギリス会計実務基準書第16号に採用された。「企業にとっての価値」とほぼ同一の方法が、IAS 第15号(IASC [1994])に採択されている。サンディランズ委員会報告書における「企業にとっての価値」については、加古[1981]と斎藤 [1994] を参照されたい。イギリス会計実務基準書第16号における「企業にとっての価値」は、桜井 [1982] を参照されたい。また、米山 [1997] は、回収可能額の測定と「企業にとっての価値」の関係を詳しく分析している。

¹⁰⁾ 減損した資産については、資産の売却または継続的使用のいずれかを想定し、資産の取り替えは考えない。そのために、取替原価を減損の会計に組み込まないのである。IAS 第36号は、「取替原価は資産の原価を測定するものであり、資産を使用または処分する場合に回収可能な将来の経済的便益を測定するものではない」(IASC [1998、para.B41]) と述べている。

が多発する。IASC=ASBモデルは、このような状態を回避しようとした。なぜなら、企業の将来キャッシュ・フローを評価するために財務諸表を利用する投資家にとって有用なのは、減損資産の回収可能額に関する最新情報だと判断したからである(IASC [1998、para.B89])。

また、価値評価アプローチによれば、資産の減損および戻し入れと時価主義会計の区別が微妙になる、ということに注意しなければならない。IAS 第16号で固定資産の再評価を認めている IASC は、減損が「資産再評価による評価切り下げ(a downward revaluation)」なのか「潜在的用役の減少(a reduction in service potential)」なのかを識別する必要に迫られたが、その識別は困難であると判断した(IASC[1998、para.B94])。そして、減損の会計と時価主義会計を機械的に区別することにしたのである。

すなわち、IAS 第16号に基づき過年度に評価を切上げた資産については、減損(および減損の戻し入れ)を時価主義会計の延長線上で扱い、評価差額は再評価剰余金勘定で処理する。それ以外の資産については、減損による評価差額を費用に計上し、他方、減損の戻し入れを利益に計上するが、ただし、戻し入れの金額が過年度に減損を認識しなかったと仮定した場合の簿価を超えていれば、その超過額は再評価剰余金になる。

価値評価アプローチは減損の会計を時価主義会計との隣接点で実施する ため、評価差額は、減損した資産と戻し入れの金額に応じて、損益会計の 対象になったり資本会計の対象になったりするのである。

6 わが国への導入

アメリカで減損の会計基準が設定された背景には、大規模で多様な評価 切り下げ実務があった。わが国には、そのような基準設定に対するニーズ があるのだろうか。以下では、減損会計基準のニーズを示す事例をいくつ か提示し、続いて、どのようなアプローチで減損の会計基準を設定すべき かを考える。

(1) 減損会計の実務

1997年に2件の注目すべき事例がジャーナリズムで取り上げられた。日立製作所と三菱商事である。日立製作所は、1995年ごろに稼働させた16メガビット DRAM を中心にした半導体設備について、製品価格の急落と製品寿命の予想を上回る短期化で、今後見込まれる売上げでは想定していた償却費の回収ができないと判断し、回収しきれなくなる分を増額する形で償却することにした、という(日本経済新聞、1997年5月4日付)。また三菱商事は、国内で大規模開発用に購入した土地などを再評価し、518億円の減損による評価損を計上した、と報道された(『日経ビジネス』1997年8月18日号)。

両社とも、アメリカ会計基準で連結財務諸表を作成しており、連結財務 諸表における減損の計上は SFAS 第121号の適用による。日立製作所の 1997年3月期の有価証券報告書に掲載された連結財務諸表には、注記事項 として「機械装置の減損額は44,289百万円であり『営業外費用一雑損失』 に計上している」という記述があった。減損額の算定方法は不明である。

同じ有価証券報告書の個別財務諸表には28,862百万円の特別損失が計上され、それは「半導体の急激な価格低下により実施した同製品の製造用機械装置に係る臨時の償却額27,647百万円及び一部半導体製造装置の生産停止期間に係る維持費用1,215百万円である」と注記された。

三菱商事の1997年3月期の有価証券報告書に掲載された連結財務諸表には、注記事項として「開発用不動産、営業権等の長期性資産の一部については、同資産に関連する将来のキャッシュ・フローによって当該資産の簿価を全額回収できる可能性が低いと判断し、見積公正価値まで合計で51,845百万円の評価損を計上しました。当該評価損は連結損益計算書の『固定資産損益』に含まれております」と示されていた。見積公正価値の算定方法は不明である。また個別財務諸表には、減損に関連する項目が計上されていない。

上記の事例から、3つの問題点を指摘したい。第1の問題点は、減損の

算定方法が明らかにされていないため、仮に同業他社で減損情報を比較しようとしても正確な比較ができない、ということである。第2の問題は、減損の扱いが連結財務諸表と個別財務諸表で異なる、という点である。損益計算書における減損の記載方法が異なるだけでなく、減損を連結財務諸表で計上しても個別財務諸表では計上しない、ということがあり得る。第3の問題点として、資産の減損を臨時償却で処理する実務をあげたい。すでに指摘したように、臨時償却は減価償却の外延であり、耐用年数の変更あるいは残存価額の修正により原価配分の方法を変えたにすぎない。そこでは、簿価の全額が回収可能であると仮定されている。これに対して、減損による評価損は回収不能額を示す。したがって現行制度のもとで、減損による評価損を臨時償却費として計上することは不適切なのである。

このような問題を解決すべく、わが国における減損の会計基準を整備する必要があると思われる。そして、さらに注目すべきは、アメリカ会計基準で連結財務諸表を作成している企業だけでなく、日本の他の企業でも不動産業を中心にして、固定資産の減損を計上すべき事態が多発している、ということである。たとえば宗像 [1996、p.86] は、監査に際して、時価を著しく上回る簿価が付された有形固定資産の評価に疑問を感ずる場合が多く、今のままでは、減損を計上せず利益を報告し続け、ある日突然、資金繰りの悪化で倒産するケースを容認することになる、と警鐘を鳴らす。わが国でも、減損の会計基準を設定するニーズが確かにある、といえよう。

(2) アプローチの選択

減損の会計基準に対するニーズがあるとすれば、それはどのような形でわが国に導入されるべきか。すでに、大きく分けて2つのアプローチがあることを知った。1つは修正原価アプローチであり、それは、減損の会計を「新しい原価」の設定すなわち「新しい損益計算」の出発点と捉え、歴史的原価主義会計の延長線上で減損の会計を実施する方法である。SFAS121モデルが、このアプローチを採用している。

もう1つは価値評価アプローチであり、それは、減損の会計を「減損資産の企業にとっての価値」の測定と捉え、時価主義会計との隣接点で減損の会計を実施する方法である。このアプローチでは、減損による評価損の発生の確実性よりも、回収可能額の測定と開示の適時性を重視する。IASC=ASBモデルは、価値評価アプローチを採用している。

この2つのアプローチのどちらを、わが国の会計基準設定に適用すべきなのだろう。これに対する回答は、財務会計の機能と会計制度のあり方をどのように考えるのかにより、複雑に異なるはずである。本稿では、いくつかの仮定を設け、その範囲内で望ましいと思われるアプローチを指摘する。

①財務会計の機能と減損会計のアプローチ

財務会計の代表的機能として、情報提供機能と利害調整機能があげられる¹¹⁾。わが国の財務会計を規制する商法と証券取引法および法人税法についていえば、商法会計には利害調整と情報提供の2つの機能があり、証券取引法会計は投資家への情報提供機能を果たし、税法会計は納税者たる企業と課税庁との間の利害調整を行う(安藤[1997, p.355])。そして、商法会計を中心にした統一的なシステムが、わが国の財務会計制度を形成しており、他の国の会計制度と比べれば、わが国の会計制度は、相対的に利害調整機能を重視するシステムだといえよう(安藤[1997, p.363])。歴史的にみても利害調整が会計の本来の役割だ、という見解がある(安藤[1989]および須田[1994]参照)。

利害調整機能を適切に果たすには、①客観的証拠に基づいた帳簿記録を備え、②資産評価を取得原価で行い、③損益計算に実現主義を適用する会計が望まれる。なぜなら、取るか取られるかの利害の線引きをする会計には、利害関係者が納得するような証拠と客観的で確実な計算が求められる

¹¹⁾ 財務会計の情報提供機能と利害調整機能については, 桜井 [1994, pp.7-12], 安藤 [1997, p.354], 伊藤 [1998, pp.61-63]) および醍醐 [1998, p.12] を参照されたい。

からである。たとえば、取得原価で資産を評価するには、すべての資産について取得以来の歴史記録が不可欠であり、それが会計責任の適切な遂行を可能にする。実現主義は、客観性があり処分可能な資産の裏付けがある収益の認識を保証する(安藤「1989」および須田「1994」参照)。

このように利害調整機能を重視し、それを適切に遂行するための会計を上記のように仮定すれば、減損の会計基準はどのアプローチで設定されるべきか。すでに述べたように修正原価アプローチは、減損による評価損の発生の確実性を重視し、歴史的原価主義会計の延長線上で減損の会計を実施する。そして、戻し入れを禁じ未実現利益を排除している。また、公正価値による評価損の測定は、市場価格を前提にしているため(使用価値を用いるよりも)客観的な数値になる。したがってここでは、時価主義会計に隣接する価値評価アプローチではなく、修正原価アプローチで減損の会計基準を設定することが望まれるのである。

②現行制度との整合性

財務会計に期待される機能は時代とともに変化する。現在は、財務会計の機能が利害調整から情報提供に大きくシフトしている時代だ、という見方もあろう。したがって、特定の機能を前提にし、そこから演繹的に減損の会計基準を考えるのは、あまり生産的ではないかもしれない。むしろ、減損の会計基準についてニーズがあるのならば、現在の実務または制度と整合的な基準を帰納的に導く方が賢明であろう。

現在の会計実務と制度の中で、特に固定資産と棚卸資産の評価にスポットライトを当ててみよう。

基本的に、固定資産の貸借対照表価額は取得原価を各期に配分することで決定される。無形固定資産に属するのれんは、有償で取得したものに限定され、自己創設したのれんの資産計上は認められない。土地は一般に償却されないので、取得原価がそのまま貸借対照表価額になる。ただし、1998年3月に制定された「土地の再評価に関する法律」では、大企業に限り向こう2年間のうちの一会計期間だけ、事業用土地の再評価を認めている。

この法律の意図するところは、再評価額が多額になりそうな企業についてのみ、例外的に土地の時価評価を認める、ということにある。

つまり、①償却性資産の貸借対照表価額は未償却原価を示し、②資産計上されるのれんは有償取得したものに限定され、③土地は通常、取得原価で示され、特別な場合に時価評価される、ということである。このような固定資産の実務と制度のもとで減損の会計基準を設定するには、修正原価アプローチに基づく方がよい。

その理由は第1に、修正原価アプローチは、減損の会計を「新しい原価」の設定すなわち「新しい損益計算」の出発点と捉えるため、わが国の固定資産会計と大きな齟齬は生じない、と考えられるからである。つまり、修正原価アプローチのもとで切り下げられた簿価は、後の減価償却の基礎になり、減損が戻し入れられることもなく、まさに未償却原価たる性質を持つ。これに対して価値評価アプローチは、減損の会計を資産価値(回収可能額)の適正表示に結びつけ、減損の戻し入れを通じて、資産が常に適切な価値を示すことを要求する。

第2に、修正原価アプローチのもとでは、減損による評価損が公正価値で測定され、原則として自己創設のれんは計上されない、という点があげられる。他方、価値評価アプローチのもとで回収可能額が使用価値で測定されれば、切り下げられた簿価に自己創設のれんが含まれることになる(Paul[1997, para.2.3.11])。これは、わが国の現行制度と整合しないのである。

第3に、修正原価アプローチによれば、簿価の切り下げは頻繁に行われず、計上される評価損は相対的に大きくなる、という点に注目したい。この点は、わが国で土地が例外的に時価評価され、計上される評価差額が大きい、というシステムと整合する。価値修正アプローチでは、簿価の切り下げが相対的に頻繁に実施され、計上される評価損は比較的小さい。

次は棚卸資産会計との関連についてである。減損の会計は「固定資産に 適用される低価基準」といえる。したがって、低価基準を含む棚卸資産の 評価方法と整合的な基準が設定されなければならない。

わが国では低価基準が任意適用になっており、ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額にすることが求められている。これを強制評価減という。強制評価減の処理は、通常、切り放し方式が採用され、簿価を直接減額し翌期にそれを戻し入れることはしない。

減損の会計は、いずれのアプローチでも、一定の条件を満たせば簿価の 切り下げを強制する。したがって、減損の会計と対照すべきは強制評価減 である。わが国における強制評価減の会計と整合的な減損会計基準は、ど のアプローチで設定されるのだろう。

修正原価アプローチによれば、減損を認識するハードルが価値評価アプローチよりも高く、したがって修正原価アプローチで認識された減損が回復する確率は、価値評価アプローチの場合よりも小さいはずである。つまり、修正原価アプローチにより設定された減損の会計基準の方が、わが国の強制評価減における「回復する見込みがあると認められる場合を除き」という要件に整合的である。

さらに、修正原価アプローチでは減損の戻し入れを認めておらず、まさに切り放し方式を用いているに等しい。減損の戻し入れを求める価値評価アプローチは、実質的な意味で洗い替え方式を採用している。わが国の強制評価減が切り放し方式で処理されていることを考えれば、修正原価アプローチがわが国の会計実務に適合するといえよう。

以上,わが国に減損の会計基準を導入する場合のアプローチを検討した。そして,①財務会計の利害調整機能を重視する,②そのためには歴史的原価主義会計(実現主義)を堅持すべきである,③現行の固定資産会計と棚卸資産会計の制度に整合的な基準設定がよい,ということを仮定し,その条件のもとでは、修正原価アプローチによる基準設定が望ましいという結論に達した。もちろん、財務会計の情報提供機能を重視し、あるいは現行制度を所与とせずに減損の会計基準を考えることもできる。その場合は、

また別の結論が提示されるかもしれない。

引 用 文 献

- Accounting Standards Board [1997], Financial Reporting Exposure Draft No.15, Impairment of Fixed Assets and Goodwill.
- Accounting Standards Committee [1980], Statement of Standard Accounting Practice No.16, Current Cost Accounting.
- Australian Accounting Standards Board [1996], Accounting Standard No.1010, Accounting for the Revaluation of Non-Current Assets.
- Accounting Principles Board [1973], Opinion No.30, Reporting the Results of Operations.
- 安藤英義 [1989] 「簿記及び会計の空洞化」新井清光編著『企業会計原則の形成と展開』 中央経済社,163-174頁。
- 安藤英義「1997」『新版 商法会計制度論』白桃書房。
- Canadian Institute of Chartered Accountants [1997], CICA Handbook, Section 3060, Capital Assets (including amendments approved by the Accounting Standards Board of the CICA in June 1997).
- 醍醐聰[1998]『会計学講義』東京大学出版会。
- Elliott, J. A., and W. H. Shaw [1988], Write-off as Accounting Procedures to Manage Perception, *Journal of Accounting Research*, Supplement to Vol.26, pp.91-119.
- Financial Accounting Standards Board [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121, Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of.
- Inflation Accounting Committee(FEP Sandilands, Chairman) [1975], *Inflation Accounting*, Report of the Inflation Accounting Committee (Sandilands Report).
- International Accounting Standards Committee [1993], International Accounting Standard No.16, Property, Plant and Equipment.
- International Accounting Standards Committee [1994], International Accounting Standard No.15, Information Reflecting the Effects of Changing Prices, (reformatted in 1994).
- International Accounting Standards Committee [1998], International Accounting Standard No.36, Impairment of Assets.
- 伊藤邦雄 [1998] 『ゼミナール現代会計入門』日本経済新聞社。
- 加古宜士「1981」『物価変動会計論』中央経済社。

- 古賀智敏 [1998] 「現在価値会計の基礎理論」 『税経セミナー』 (1998年7月) 9-17頁。 減損会計研究員会報告 [1998] 『減損会計をめぐる論点』企業財務制度研究会。
- 宗像雄一郎 [1996] 「有形固定資産の評価損に関する会計処理上の問題点」 『JICPA ジャーナル』 第 8 巻第 5 号,86-91頁。
- 中村忠[1998]『新稿 現代会計学』二訂版,白桃書房。
- 日本公認会計士協会 [1979] 「監査第2委員会報告第2号 休止固定資産の会計処理及 び表示と監査上の取扱い」。
- 日本公認会計士協会 [1984] 「監査第1委員会報告第3号 減価償却に関する会計処理 及び監査上の取扱い」(1963年7月2日,改正1984年3月27日)。
- 大蔵省企業会計審議会 [1960] 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見 書第三 有形固定資産の減価償却について」。
- Paul, J. [1997], International Review of Accounting Standards Specifying a Recoverable Amount Test for Long-Lived Assets, Australian Accounting Standards Board, Canadian Accounting Standards Board, International Accounting Standards Committee, New Zealand Financial Reporting Standards Board, United Kingdom Accounting Standards Board, United States Financial Accounting Standards Board.
- Pierre L., and D. B. Pariser [1996], Impaired Assets: Meeting Users' Information Needs. *Journal of Accountancy* (December 1996), pp.55-61.
- 桜井久勝 [1982] 「時価主義会計における剝奪価値説の検討」 『神戸大学経営学部 研究年報』 XXVIII, 33-72頁。
- 桜井久勝「1994]『財務会計講義』中央経済社。
- Strong, J. H., and J. R. Meyer [1987], Asset Writedowns: Managerial Incentives and Security Returns, *The Journal of Finance*, Vol.152 No.3, pp.643-66.
- 斎藤静樹編著 [1994]『企業会計における資産評価基準』第一法規。
- 須田一幸 [1994] 「会計と債務契約」中村忠編著『財務会計と制度会計』白桃書房, 187-227頁。
- 田中建二 [1997] 「固定資産の減損」 『企業会計』 第49巻第8号, 76-81頁。
- 米山正樹 [1996] 「収益性の低下した営業資産の評価-減損の認識と測定-」 『学習院大学 経済論集』第33巻第1号,45-62頁。
- 米山正樹 [1997] 「営業資産の減損と事後の業績測定-市場価格と「回収可能額」-」 『学習院大学 経済論集』第33巻第3.4合併号、163-178頁。
- Zucca L. J., and D. R. Campbell [1992], A Closer Look at Discretionary Writedowns of Impaired Assets, Accounting Horizons, Vol.6 No.3, pp.30-41.
- ワッツ・ジマーマン著須田一幸訳 [1991] 『実証理論としての会計学』白桃書房。 (本稿は平成 9 年度関西大学学部共同研究費による研究成果の一部である。)